

第2次千葉県バイオマス活用推進計画の概要

【計画のポイント】

- ・ 2030年度に86%以上（前計画最終年度79%）のバイオマス利用率を目標
- ・ 国際情勢等の影響による再エネや肥料原料としての国産バイオマスへの関心・ニーズの高まり
- ・ 都市部を含めた2050年カーボンニュートラルの実現、サーキュラーエコノミー移行への貢献
- ・ 目標達成に向け、県民・事業者等の意識醸成を図りながら、
地域ぐるみの有機農業促進や県内資源を活かしたSAFの環境整備等を展開

1 計画策定の背景と目的

- バイオマスの活用は、カーボンニュートラル(CN)の実現や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、エネルギーや資源の安定供給等に寄与、その活用を加速化することが必要。
- 国は「第3次バイオマス活用推進基本計画」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「みどりの食料システム戦略」等、2050年のCN実現に向けた3Rや素材転換の一層の促進を目指す。
- 県では、「千葉県バイオマス活用推進計画(H23.7)」に基づき取組を進めてきた。
- 前計画での課題や国の動向、本県におけるSAFの社会実装や京葉臨海コンビナートのCN化等に対応し、
更なる活用を図るため取り組むべき施策の方向性を明示。

2 計画の基本的な考え方

- (1) 位置づけ : バイオマス活用推進基本法に基づく計画
- (2) 対象バイオマス :
 - ・ 廃棄物系…家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥、農業集落排水汚泥、木質系廃材(製材工場等残材、建設発生木材)
 - ・ 未利用系…農作物非食用部、林地残材等・刈草
- (3) 計画期間 : 2030年度(令和12年度) ※国計画と同じ。
- (4) 前計画の総括
 - ・ 目標利用率：平成22年度75% →令和2年度(目標年度) 80%以上
 - ・ 令和2年度の利用率は79%となり、目標を概ね達成

【課題】

- ・ 食品廃棄物：家庭からの生ごみの活用
- ・ 下水汚泥：放射性物質の影響による利用率減も現在回復傾向。多様化等による更なる活用
- ・ 林地残材等・刈草：利用があまり進んでいない剪定枝等の活用 等

- (5) 計画目標 : 2030年度(令和12年度)の利用率を86%以上（前計画最終年度79%）
※ 本計画では種類別の目標も設定

3 バイオマスの活用に関する取組

(1) 基本的な方針

(取組を貫く方針)

ア 総合的、一体的かつ効果的な施策の推進と最大限の利用

イ カーボンニュートラルに資する取組促進

ウ エネルギー利用の推進

エ 農工商連携等による農山漁村の活性化

オ 地域活性化や地方創生につながる循環型社会の形成推進

カ 活用にあたっての配慮事項(食料等安定供給/環境保全)

(2) 総合的な推進方策

- ア 関係者の意識醸成とネットワークづくり
- イ 新たな技術の開発と普及
- ウ 市町村や民間事業者への支援
- エ バイオマス製品・エネルギーの利用拡大
- オ 供給体制の整備

(3) 種類別の推進方策

ア 廃棄物系バイオマス

- ・ 家畜排せつ物
→堆肥高品質化、燃料化等
- ・ 食品廃棄物
→飼料、堆肥
+ 家庭系廃食油の活用
- ・ 下水汚泥等
→建設資材
+コンポスト化やリン回収等の肥料利用
- ・ 木質系廃材
→原料、燃料用として活用

イ 未利用系バイオマス

- ・ 農作物非食用部
→たい肥、肥料として活用
+ バイオ炭
- ・ 林地残材等・刈草
→剪定枝等の活用

4 関係者の役割等

(1) 関係者の役割

- ア 県民 …活用意義の理解、実践等
- イ 事業者 …業種ごとの貢献 + 金融機関
- ウ 市町村 …地域バイオマス活用の中心的役割
- エ 県 …普及啓発、広域的活用の促進等

(2) 庁内体制

- ・ 庁内連携、必要に応じて有識者等の意見聴取

(3) 進捗管理

- ・ 中間年、目標年における検証
- ・ PDCA サイクル
- ・ サーキュラーエコノミーの進展等に応じて
施策等の見直し